

茂原市立幼稚園給食実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
<p>(給食の調理) 第3条 給食の調理は、茂原市立<u>二宮保育所</u>で行うものとする。</p> <p>(献立予定表の交付) 第4条 <u>茂原市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、献立予定表を市立幼稚園の園長（以下「<u>園長</u>」という。）を経て給食の提供を受けている者に毎月交付しなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により交付した献立予定表の給食ができなくなったときは、速やかに園長を経て給食の提供を受けている者に通知しなければならない。</p> <p>(給食費) 第5条 (略) 2 (略)</p> <p>3 <u>食物アレルギー対応等</u>による給食費の減額は行わない。</p>	<p>(給食の調理) 第3条 給食の調理は、茂原市立<u>五郷幼稚園</u>で行うものとする。</p> <p>(献立予定表の交付) 第4条 <u>茂原市立五郷幼稚園の園長</u>（以下「<u>五郷幼稚園長</u>」という。）は、献立予定表を市立幼稚園の園長（以下「<u>園長</u>」という。）を経て給食の提供を受けている者に毎月交付しなければならない。</p> <p>2 <u>五郷幼稚園長</u>は、前項の規定により交付した献立予定表の給食ができなくなったときは、速やかに園長を経て給食の提供を受けている者に通知しなければならない。</p> <p>(給食費) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>前項の規定にかかわらず、食物アレルギー等のやむを得ない事由において飲用の牛乳を提供しない場合又は飲用の牛乳のみ提供する場合の給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、1食当たりの牛乳代は、当該年度の契約における牛乳の単価額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（以下「1食当たりの牛乳代」という。）とする。</u></p> <p>(1) <u>飲用の牛乳を提供しない場合</u> 1食当たりの給食費の額から1食当たりの牛乳代を減じて得た額</p> <p>(2) <u>飲用の牛乳のみを提供する場合</u> 1食当たりの牛乳代</p> <p>4 <u>前項に規定する場合を除くほか、食物アレルギー対応による給食費の減額は行わない。</u></p>

改正後	現 行
<p>(給食費の変更)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、前条第2項に規定する給食費の額を変更するときは、学校給食運営会議の意見を聴くものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給食費の変更)</p> <p>第6条 <u>茂原市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、前条第2項に規定する給食費の額を変更するときは、学校給食運営会議の意見を聴くものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則（令和〇年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。